公　示　日：2023年11月22日（水）
調達管理番号：23a00650
国　　名：エクアドル
担 当 部 署： 経済開発部農業農村開発第一グループ第三チーム
調 達 件 名：エクアドル国チンボラソ県農村部における生計向上を通じた家族農業強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）
適用される契約約款：

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

（１） 担当業務　：評価分析
（２） 格　付　　：3号
（３） 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

（１） 全体期間：2024年1月中旬から2024年3月上旬
（２） 業務人月： 1.20
（３） 業務日数：

準備業務	現地業務	整理業務
5日	21日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１） 簡易プロポーザル提出部数：1部
（２） 見 積 書 提 出 部 数：1部
（３） 提　出　期　限：2023年12月6日（水）（12時まで）
（４） 提　出　方　法：電子データのみ
✧　専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）
✧　提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン2023年10月)」の「別添資料11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出５営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

✧ 評価結果の通知：2023 年 12 月 15 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

✧ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国・地域での業務経験 8 点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	エクアドル及び中南米
語学の種類	英語（西語ができれば尚可）※

※ 西語に係る語学認定書等（コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023 年 10 月版)を参照してください）を有する場合には、英語の語学認定内容（取得年月、点数または等級など）のみならず西語の認定内容についても、プロポーザルに記載をお願いいたします。西語は、その他学位・資格等で加点の対象となります。なお、10 月以降公示案件から、語学認定書の添付は不要となりました。また、次の場合も、プロポーザルに記載があれば加点の要素となります。

・ネイティブの場合、その旨の記載がある

・語学認定書がない場合でも、通訳なしで対象語学での業務経験３件以上有する旨の記載がある。

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

（２） 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

エクアドルの GINI 指数は 45.5（2022,世銀）と改善傾向にあるものの、地域

別にみると都市部の貧困率が 24.2%（2021,INEC[1]）であるのに対し、農村部では 49.2%と、農村部の貧困率は都市部の約 2 倍に上がり、地域間格差が明らかになっている。同国において農業は主要産業であるが、多くの家族農家は十分な所得がなく、貧困状態にある。エクアドルの農業の 55%が家族農家であり、約 60%(2016, Laforege y Salas）の食糧がこの家族農家によって生産されている。家族農業は、地理的にはシエラ地域（アンデス山間地域）が 64%、海岸地域 26%、アマゾン地域 10%の割合となっており、家族農業の多くがシエラ地域に集中している。

シエラ地域にあるチンボラソ県は人口約 46 万人、その内、約 60%が農業に従事しているが、農家の市場アクセスは限定的であり、適切な販売先を確保できない、栽培技術が不十分、農業生産増が農家の収入向上に直結していない、等の問題を抱えている。貧困削減、格差是正の観点からも小規模農家、特に家族農家の生計向上ならびに生活の質の改善は急務となっている。また、エクアドルでは農業生産に従事している女性のうち 86.3%(2020, Daza Esteban)が無給であり、農業に従事する女性の所得向上、ジェンダー格差は重要な課題となっている。さらに、同県の 2 歳以下の先住民族の子どもの栄養不足蔓延率は 50%（2019,CEDIS）を超えており、栄養不良も深刻な課題となっている。

こうした課題に対し、エクアドルの農牧省は全国農牧戦略として、個別目標 2「食料安全保障と主権を確保し、家族農業の強化に資する持続可能で強固な農業食料システムを開発、促進をする。そのために、コミュニティと組合活動を促進するとともに、農村女性を性差別することなく、経済状況、年齢、民族、国籍、地域との交わりを考慮し、多民族性、異文化性、民族・国家の集団的権利の享受を尊重する」及び目標 3「農村女性、特に家族農業部門の女性にとって、その権利を考慮し、障害を克服し、ジェンダー格差を減らし、経済状況、年齢、民族性、国籍、地域が交差して深化するような持続可能で革新的かつ競争力のある差別化された農牧生産モデルを促進・強化する」を定めている。

また、同省は、2020 年 10 月に「農村女性のための国家農牧業戦略（ENAMR)」を発表した。同戦略は、尊厳のある平和な生活を農村住民に提供することを目的とした公共政策戦略である。農村女性の役割が再認識、尊重されるような農業食品システムの生産物･サービスの開発を通じて、主に若者と女性に資源、資産、機会へのアクセスを提供する。同時に農村女性の経済、環境、社会におけるその役割の認知に貢献する。

[1] Instituto Nacional de Estadística y Censos

このような状況を踏まえ、エクアドル政府は、チンボラソ県において、農牧省による農家への市場志向型農業振興（SHEP アプローチ[2]）の普及及び生活の質の向上にかかる活動を行うことにより、農牧省の農家の生計向上に資する普及活動の実施体制強化を図り、ひいては家族農業を行う農家の生計向上含む継続的な生活の改善に寄与することを目的とした「チンボラソ県農村部における生計向上を通じた家族農業強化プロジェクト」の実施を我が国に要請した。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理したうえで、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトの内容を協議議事録（M/M）で合意するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価６基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）準備業務（2024 年 1 月中旬）

① 要請書・関連報告書等の資料･情報の収集･分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。

② エクアドル側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。

③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案（英文、和文）、PO（Plan of Operations）案（英文、和文）、および事業事前評価表案を検討する。

④ 対処方針案（和文）の作成に協力する。

⑤ JICA本部が企画する団内勉強会や対処方針会議に参加し、協議結果の取りまとめに協力する

[2] SHEP（市場志向型農業振興）アプローチ ｜ 事業について - JICA

（２）現地業務（2024年1月下旬～2024年2月中旬）

① JICAエクアドル事務所等との打合せに参加する。

② エクアドル側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他の団員と協力し、議事録を作成する。

③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報･資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。

ア）エクアドルの開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け

イ）エクアドルの案件関連分野（農業セクター）における開発動向

ウ）基本統計情報、既存資料、関連法令情報等

エ）エクアドルの実施機関である農牧省やチンボラソ県の行政機関の組織体制、人員、予算、関連する研究・開発課題等

オ）当該関連分野に係る他ドナーの援助動向（FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性）

カ）我が国の農業分野における協力効果の発現状況

キ）支援対象地域の社会や家庭内における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等

ク）プロジェクト実施に係る先方負担事項

ケ）連携が想定されているエクアドルの協力機関の事業実績や今後の事業計画等

④調査結果に基づき、本プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他の団員とともに検討する。

⑤関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス[3]を踏まえ、主担当として検討及び取りまとめを行う。

⑥実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。

[3] 技術協力　開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス ｜ 事業評価 ｜ 事業・プロジェクト － JICA

⑦担当分野に係る調査結果をJICAエクアドル事務所等に報告する。

（３）整理業務（2024 年 2 月中旬）

①帰国報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

②プロジェクトを巡る状況分析や評価６基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を取りまとめる。

③評価６基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。

④担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１） 業務完了報告書

2024 年 3 月 4 日（月）までに提出。

次の①～③、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

① 事業事前評価表（案）（和文）

② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

③ 調査における議事録

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月版）」の「ＸＩ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、以下を標準とします。

- 日本⇒アトランタ/ヒューストン⇒キト
- 日本⇒メキシコシティ⇒キト
- 日本⇒アムステルダム⇒キト

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2024 年 1 月 22 日～2 月 11 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行した現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア） 総括（JICA）

イ） 協力企画（JICA）

ウ） 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA エクアドル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア） 空港送迎：あり

イ） 宿舎手配：あり

ウ） 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ） 通訳傭上：英語⇔西語の通訳を提供

オ） 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ） 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第三チームから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・要請書（西文）

② 本契約に関する以下の資料をJICA調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア） 配付資料：「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ） 配付依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エクアドル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定します。

以上